

【定着事業一覧】

| 第二次推進プラン(案) | | 担当部局等 |
|-----------------------------------|---|-----------------------|
| 1-2-2 学校施設の耐震化を進める | | |
| 11 | ○公立小・中・高等学校等の耐震化の状況を公表する | 市町村、総務部、教育庁 |
| 1-2-5 二次災害を発生させる建物の耐震化を進める | | |
| 28 | ○危険物等を取扱う施設の安全指導、立ち入り検査等を行い施設の安全対策を進める ・府高圧ガス容器保安対策指針活用マニュアルに施設の耐震化等を明記 ・業界等を通じ研修会等の実施 | 府民生活部 |
| 31 | ○ガス供給施設の耐震性能(100%)の維持、ガス充填施設の耐震性能(100%)の維持 | 大阪ガス、府エルピーガス協会 |
| 1-3-1 道路、河川等の整備・耐震化を進める | | |
| 37 | ○国管理の緊急輸送道路の道路橋の耐震性能を維持する | 近畿地方整備局 |
| 42 | ○耐震対策の必要な施設(国管理)の調査を実施する | 近畿地方整備局 |
| 47 | ○漁港施設の耐震化を進める | 農林水産部 |
| 48 | ○鉄道施設の耐震化を進める ・在来線地震計の増設(地震計設置箇所4箇所) ・トンネル片側柱構造、こ線鉄道橋の橋脚箇所等の特殊箇所耐震補強(耐震補強整備箇所3箇所) ・落橋防止対策(落橋防止設置箇所4箇所) ・駅舎耐震補強(旧耐震設計駅舎1駅(山科駅完了)) ・吊り手の整備(吊り手増設34両→52両) ・単柱橋脚の耐震診断(橋梁の単柱橋脚の耐震診断) | JR西日本京都支社、JR西日本近畿統括本部 |
| 1-3-3 地震に強いライフライン施設の整備を進める | | |
| 60 | ○電力施設の耐震性を維持する ・供給設備の耐震性の確保(継続) ・電力保安用通信ルートの2ルート化(継続) ・高浜発電所について平成18年9月に改訂された国の基準に照らして耐震安全性の再評価(H22年度) | 関西電力 |
| 61 | ○都市ガス施設の耐震化等を進める ・都市ガス設備の耐震化の実施 ・家庭用マイコンメーターの普及促進(100%設置→継続) ・地震計の設置による情報収集機能の強化(完了済) ・供給エリアのブロック化及びガバナ遮断装置の設置による非常時供給停止システムの構築・維持(完了済) | 大阪ガス |
| 62 | ○LPガス供給施設の耐震化等(液状化対策含む)を進める ・家庭用、業務用の耐震機能付マイコンメーターの普及促進 | 府エルピーガス協会 |
| 63 | ○通信施設の地震防災対策を進める ・無電柱化計画に則った電線類地中化の実施 〈60km→95km(H26年度)(※京都市内の地中化を計上)〉 ・京都府内の所管施設(38施設)の耐震化(耐震化率50%→100%継続実施)※施設の耐震化補強は特定建築物のみ ・中継交換機の更改(従来より実施→継続) | NTT西日本 |
| 64 | ○通信施設(携帯電話等)の地震防災対策を進める ・通信施設及び基地局施設の耐震化(従来より実施→継続) | NTTドコモ関西 |
| 65 | ○通信局舎や電気通信設備の耐災害性の強化 ・通信局舎設備/無線基地局の耐震設計の実施 | KDDI |

| | | |
|---|--|-----------------------------------|
| 2-1-1 個人・家庭の防災意識を高める | | |
| 73 | ○平時から災害や災害時の行動に関して学び、自助意識を高める 例) ・災害に関する情報や資料を入手する ・災害が発生したときの行動をイメージする ・緊急地震速報について知る | 府民、家庭 |
| 2-2-1 地域の「つながり」を高める | | |
| 78 | ○地域活動や行事と防災訓練を合同実施する | 地域 |
| 79 | ○防災資機材の整備を進める | 地域 |
| 81 | ○全市町村で地域特性に応じた自主防災組織活動マニュアルを作成する | 府民生活部、市町村 |
| 2-2-2 地域の防災意識を高める | | |
| 86 | ○地域の様々な構成主体が参加した防災訓練等を実施する | 府民生活部、市町村、防災関係機関、企業、NPO、地域、自主防災組織 |
| 87 | ○地域での防災教育を継続して実施する | 府民生活部、市町村 |
| 88 | ○府民の応急手当普及講習受講を進める | 市町村 |
| 89 | ○災害被害を軽減するための啓発等を展開する 例)・町内防災声かけ運動 ・町内防災お助けマップ作成運動 ・防災マップづくり推進運動 ・避難所再発見運動 | 地域 |
| 2-2-3 減災に向けて地域で行動する | | |
| 93 | ○活動拠点や資機材の改善・充実等により活動環境を整備する | 府民生活部、市町村 |
| 2-3-1 学校での防災教育を充実する | | |
| 96 | ○私立学校に対して学校安全計画に基づき発達の段階を踏まえた防災教育を実施するよう促す ・特色教育推進補助事業 | 文化環境部 |
| 2-4-1 企業、NPO、ボランティア団体等での人材育成を進める | | |
| 99 | ○災害ボランティアの広報、啓発を実施する | 府災害ボランティアセンター、京都市災害ボランティアセンター |
| 100 | ○企業、NPO、ボランティア団体等を対象とした研修等の開催や危機管理アドバイザーへの登録を進める | 府民生活部 |
| 2-5-1 府民の防災意識を高めるための広報を行う | | |
| 104 | ○地震防災に関する広報・啓発活動を実施する ・広報紙、テレビ・ラジオ等広報媒体の活用 ・ホームページへの防災情報の掲載 ・パンフレットなど啓発資料の作成等 ・家庭内・企業の備蓄の推奨、耐震改修の重点的な広報・啓発 | 府民生活部、知事室長G、市町村 |
| 105 | ○全市町村で地震ハザードマップ作成し、啓発する | 市町村 |
| 106 | ○緊急地震速報について啓発する | 京都地方气象台 |
| 2-5-2 府民に対する教育・訓練を実施する | | |
| 115 | ○防災訓練の府民参加を充実させる ・住民等との連携による府総合防災訓練を継続して実施 ・各市町村、消防団、自主防災組織等による防災訓練の実施 | 府民生活部 |
| 116 | ○企業等の自衛消防隊の訓練等を充実させる | 府民生活部、市町村、消防組合、企業 |

| | | | |
|-----|--|--|------------------|
| 2 | 120 | ○防災教育の新たなコンテンツを作成する | 府民生活部、市町村 |
| | 121 | ○災害用伝言ダイヤルについて啓発する | NTT西日本、NTTドコモ関西等 |
| | 2-6-1 多様な視点で防災対策に取り組む | | |
| | 122 | ○男女共同参画センターにおいて女性相談事業を実施する | 府民生活部 |
| 3 | 3-1-1 住まいの耐震診断を進める | | |
| | 126 | ○木造住宅等の耐震診断を進める ・京都府住宅耐震診断事業の周知等 ・簡易耐震診断のホームページやパンフレットによる広報 ・耐震診断の助成制度について、府全域での実施 ・同制度の年間を通して活用できるように市町村窓口での柔軟な運用 ・伝統的町家・民家の耐震診断を進める | 建設交通部、市町村 |
| | 3-1-2 住まいの耐震化を進める | | |
| | 131 | ○府営住宅の耐震化を進める ・府営住宅ストック総合活用計画に基づき、順次建替を推進し、その中で耐震化を図る | 建設交通部 |
| | 3-2-1 災害後の仮住まいを確保する | | |
| | 135 | ○公営住宅の空き戸数について常時把握する | 建設交通部、市町村 |
| 4 | 4-1-1 災害対策本部の設置・運営を強化する | | |
| | 144 | ○地域防災計画に業務継続の考え方を反映するなど事業継続体制を確立する | 府民生活部 |
| | 145 | ○各市町村の地域防災計画を社会情勢等に応じ見直し・改善する ・重点事項について、見直しを実施 | 市町村 |
| | 151 | ○緊急参集訓練の実施など職員の緊急参集体制を強化する ・京都府非常時専任職員制度の整備・拡充 ・各防災機関等における緊急参集体制の整備 | 府民生活部 |
| | 152 | ○災害対策活動の初動体制を整備する | 府民生活部、市町村、防災関係機関 |
| | 155 | ○職員用備蓄を進める | 府民生活部 |
| | 156 | ○実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高める ・京都府総合防災訓練(年1回)、地震対策図上訓練(年1回)の実施 ・機関・団体・社内訓練の実施 | 府民生活部、市町村、防災関係機関 |
| | 158 | ○具体の地震災害シナリオを作成する | 府民生活部 |
| | 159 | ○南海トラフ巨大地震を想定した訓練を実施する ・橋梁等の落下などを想定した実践的な訓練の実施 | 府民生活部、市町村、防災関係機関 |
| | 160 | ○複合災害を想定した訓練を実施する | 府民生活部 |
| | 161 | ○災害対策本部立ち上げ訓練等(訓練内容改善)を行う | 中部近畿産業保安監督部近畿支部 |
| | 162 | ○防災職員等に対する研修等を実施する ・府、市町村職員の防災意識、災害対応能力を高めるための研修の実施 | 府民生活部、市町村 |
| | 4-1-2 通信の手段を確保する | | |
| 163 | ○府防災行政無線の利用機関を拡充する | 府民生活部 | |
| 166 | ○国の整備する次世代研究開発ネットワーク回線を活用し、他府県等とネットワークの相互接続を行う | 政策企画部 | |
| 167 | ○府防災行政無線施設・設備及び通信体制を維持する | 府民生活部 | |
| 168 | ○防災関係機関による非常通信設備の維持・更新を図る 消防庁：消防防災無線、国交省：マイクロ無線、自衛隊：マイクロ無線、警察：警察無線、消防：消防無線(H27年度までにデジタル化整備)、JR西日本：鉄道無線 | 総務省、近畿地方整備局、自衛隊、警察本部、府内消防本部、JR西日本 | |

| | | |
|-----------------------------|--|----------------------------------|
| 169 | <ul style="list-style-type: none"> ○重要通信を確保する ・重要通信センターの分散 ・中継伝送路の多ルート化・2ルート化等非常時優先電話の確保 ・特設公衆電話の設置(災害用伝言ダイヤル171の開設等) ・移動電源車の整備及びポータブル衛星の増備 ・通信孤立回避の検討 | NTT西日本、NTTドコモ関西 |
| 170 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の通信サービスの確保 ・重要通信の確保 ・基幹伝送路の多ルート化と経路分散 ・電源確保の備え 通信局舎…自家発電機の設置 各無線基地局…予備蓄電池の設置 移動電源車の配備 ・車載型無線基地局の配備 ・災害用伝言板サービスの提供 ・衛星電話の自治体への貸出 | KDDI |
| 171 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関等による情報連絡体制を整備する ・衛星携帯電話の配備(1箇所) ・緊急時の連絡体制の強化(さらなる通信設備の整備) | 京都中央郵便局、府トラック協会 |
| 173 | <ul style="list-style-type: none"> ○孤立可能性地域の通信手段を確保する | 府民生活部、市町村、警察本部、自衛隊、海上保安本部、国土交通省等 |
| 4-1-3 被害情報の収集を迅速に進める | | |
| 176 | <ul style="list-style-type: none"> ○新たな防災情報システムの整備を行う | 府民生活部 |
| 4-1-4 災害情報の伝達体制を確立する | | |
| 144 | <ul style="list-style-type: none"> ○地デジを活用した情報伝達システムの情報内容を拡充する | 政策企画部 |
| 181 | <ul style="list-style-type: none"> ○全国瞬時警報システムを整備し、緊急地震速報の府民への伝達体制を構築する ・府立施設の放送設備との連動の検討 ・府民への伝達体制整備の検討 | 府民生活部、市町村 |
| 183 | <ul style="list-style-type: none"> ○二次災害を引き起こす危険情報の収集・提供体制を確立する ・ガス供給施設等の被害状況 ・河川堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況 ・環境モニタリングデータ | 府民生活部、国、建設交通部、市町村、文化環境部 |
| 4-1-5 応援・受入体制を強化する | | |
| 184 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と合同災害対応訓練を実施する ・京都府総合防災訓練、地震対策図上訓練の実施(再掲) ・東南海・南海地震訓練の実施(再掲) | 府民生活部、市町村、消防組合、防災関係機関、NPO |
| 185 | <ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携会議を開催する(各年1回) ・京都府防災会議・国民保護協議会、京都府危機管理関係機関連絡会議、日本海西部沿岸府県・危機管理関係機関連絡会議 | 府民生活部、市町村、防災関係機関 |
| 187 | <ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊・警察・消防、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の広域応援計画の策定を進める ・対策要員の確保、資機材、必要物資等の確保等 | 府民生活部、建設交通部、防災関係機関 |
| 188 | <ul style="list-style-type: none"> ○大規模地震発生時における被災情報の収集や地域の災害対策活動を行うための防災エキスパートネットワークを構築する | 近畿地方整備局 |
| 189 | <ul style="list-style-type: none"> ○連携・応援体制を強化する ・各自治体が開催する防災会議、国民保護協議会、洪水連絡会等各種会議及び総合防災訓練等への積極参加 ・NTTグループの連携・応援体制の強化 ・緊急時の連携の強化及び相互支援体制の確立 ・NTTグループとしての総合防災演習の実施 | NTT西日本、NTTドコモ関西 |
| 190 | <ul style="list-style-type: none"> ○広域防災活動拠点の整備を進める | 府民生活部、建設交通部、防災関係機関 |

| | | |
|--------------------------------|--|---------------------------------|
| 191 | ○国や他地方公共団体(遠隔都道県含む)との連携強化を進める | 府民生活部、防災関係機関 |
| 192 | ○関西広域連合「関西防災・減災プラン」及び「南海トラフ巨大地震応急対応マニュアル」に基づき広域災害への対応を整備する | 府民生活部 |
| 193 | ○関西広域応援・受援実施要綱に基づき、広域的な応援体制を強化する | 府民生活部、防災関係機関 |
| 194 | ○関西広域の連携訓練の実施 | 府民生活部 |
| 4-1-6 府民への広報活動を確立する | | |
| 200 | ○ホームページを活用した各種防災情報の提供 | 府民生活部、建設交通部 |
| 4-2-1 救助・救出活動の能力を向上させる | | |
| 202 | ○救出・救助資機材、車両等の整備を進める | 消防、警察、自衛隊、海保、日赤、国土交通省、府民生活部、市町村 |
| 203 | ○救出・救助訓練を実施し、能力向上を図る ・各機関又は府、市町村と連携した訓練の実施(総合防災訓練、テロ訓練、大規模事故想定訓練等) | 消防、警察、自衛隊、海保、日赤、国土交通省、府民生活部、市町村 |
| 204 | ○消防の災害対応能力の向上を図る ・消防体制の充実(装備、本部体制、指令) ・府立消防学校の機能充実 | 市町村、消防組合、府民生活部 |
| 207 | ○孤立可能性地域を把握し、データベース化する | 府民生活部、市町村 |
| 215 | ○人員輸送に係る応援協定締結機関と搬送協力体制を確認し、連携訓練を実施する ・応援協定の実効性の確保 | 府民生活部 |
| 216 | ○ドクターヘリを導入する 関西広域連合による共同運航 | 健康福祉部 |
| 219 | ○亡くなられた方への対策について関係団体との応援体制を確保する | 健康福祉部 |
| 4-2-2 被災者の生活対策を支援する | | |
| 228 | ○京都府地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、避難所において飲料水、電気、ガス等が確保できる体制を整備する。 | 府民生活部、市町村 |
| 232 | ○男女共同参画の視点での避難所運営ガイドを活用し、市町村職員及び関係団体等への普及啓発を行う | 府民生活部 |
| 234 | ○被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者に対する安全を確保する | 警察本部 |
| 236 | ○住民、避難者の健康管理体制を確保する | 府民生活部、健康福祉部、市町村 |
| 240 | ○断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保を進める ・応援協定の実効性の確保 | 市町村、文化環境部 |
| 241 | ○京都府地震防災事業緊急五箇年計画等に基づき、仮設トイレを備蓄する | 市町村 |
| 4-2-3 特別な配慮が必要な人への支援を行う | | |
| 249 | ○意思疎通支援者(手話通訳者、盲ろう者の通訳介護員、要約筆記者)の養成を進める | 市町村、健康福祉部 |
| 253 | ○外国籍府民のための生活相談事業、日本語指導事業を実施する ・生活相談事業(5ヶ国語による生活相談の実施) ・日本語指導事業(日本語教室の開催) | 知事室長G、府国際センター |
| 254 | ○介護保険・障害者福祉サービス事業者の指導監査の際に、防災関係について機会があるごとに周知及び啓発を行う | 健康福祉部 |
| 255 | ○市町村における相談事業を支援するためゼネラルケアマネージャーを配置し、地域ネットワーク構築に向けた指導等広域的事業を行う | 健康福祉部 |

| 4-2-4 物資等の輸送、供給対策を行う | | |
|-------------------------|--|------------------|
| 260 | ○緊急輸送体制の確立に向け出動事業者の選定方法をマニュアル化する | 府トラック協会 |
| 262 | ○各市町村の計画に基づき、備蓄倉庫を整備する | 府民生活部、市町村 |
| 265 | ○応急給水(井戸水を利用など)の確保体制を整備する ・給水車の整備 | 文化環境部、市町村 |
| 4-2-5 NPO・ボランティアと連携する | | |
| 269 | ○国有林防災ボランティア制度を整備する | 近畿中国森林管理局 |
| 4-2-6 公共インフラ被害の応急処置等を行う | | |
| 273 | ○京都府水道震災対策行動マニュアルを必要に応じ改善する | 文化環境部 |
| 275 | ○災害発生時に復旧支援を行う機械の配備体制を維持する | 近畿地方整備局 |
| 277 | ○列車脱線復旧訓練を実施する(1~2回/年) | JR西日本京都支社 |
| 278 | ○郵便局の窓口業務の確保、災害の復旧及び被災社員等の救助活動を迅速・適正に行える体制を確保する | 京都中央郵便局 |
| 279 | ○電力安定供給への体制を充実させる ・災害時初動対応体制の再整備(H23年度) | 関西電力 |
| 281 | ○地震訓練等を実施(年1回)する ・全社地震訓練の実施、資機材の点検整備、安否確認 | 大阪ガス |
| 282 | ○地震想定訓練を実施(年2回)する ・大規模地震を想定した地域単位での訓練(復旧訓練、炊き出し訓練等)の実施 | 府エルピーガス協会 |
| 283 | ○電力関係防災訓練を実施する ・大規模地震等非常時災害を想定した訓練の実施(年1回以上) | 関西電力 |
| 284 | ○実践的な防災訓練を実施する(JRとの合同訓練も実施) | 北近畿タンゴ鉄道 |
| 285 | ○ライフライン事業者等において事業継続体制を確立する ・事業継続計画の策定(関西電力、大阪ガス、府エルピーガス協会、NTT西日本) | ライフライン事業者 |
| 286 | ○業界を越えたライフライン施設の復旧体制を整備する ・業界の相互救援体制を構築・拡充する | 府民生活部、ライフライン事業者 |
| 287 | ○移動機・充電器の貸出 ・移動機貸出⇒復興団体等 ・充電器貸出⇒避難所 | KDDI |
| 4-2-8 被害認定調査、罹災証明の発行を行う | | |
| 289 | ○被災者台帳システムを構築する | 府民生活部、京都大学防災研 |
| 4-2-10 生活再建を支援する | | |
| 291 | ○被災者の迅速な支援体制の整備を進める ・構築した被災者台帳システムにより効率的な各種事務の執行 ・生活再建支援金、義援金、租税の徴収猶予及び減免、各種生活相談等の実施体制の整備 ・不況・災害応急生活資金特別融資制度(労働者資金貸付金)の実施 | 市町村等、府民生活部、健康福祉部 |
| 292 | ○地域生活を再建し、早期復興を可能とするため、地域コミュニティの強化を進める ・平時における地域コミュニティの強化 ・企業による地域貢献等の「共助」の取組の推進 ・地域住民が自主的に行う見回り、防犯パトロール等の自主防犯活動の支援・地域安全情報の提供 | 府民生活部、市町村 |
| 293 | ○各種相談活動を実施する ・被災者に対する犯罪被害や詐欺等の消費生活問題・被害等に関する適正かつ効果的な相談活動の実施 ・犯罪被害者サポートチームの活動や(公社)京都犯罪被害者支援センターにおける相談・支援体制の充実など、総合的な被害者支援の実施 | 警察本部、府民生活部 |

| | | | |
|-----|--|---|--|
| 4 | 294 | ○府、市町村、関係機関において雇用対策を進める ・ハローワークと連携し、相談から就職、職場定着までのサービスをワンストップで提供する総合的な就業支援を実施 | 商工労働観光部、京都労働局 |
| | 4-2-11 廃棄物処理を進める | | |
| | 296 | ○災害廃棄物処理に関する体制の強化を進める ・応援協定の実効性の確保 | 文化環境部、市町村 |
| 5 | 5-2-1 地域の活力を維持する | | |
| | 306 | ○地域の産業、生活コミュニティの維持・継続・再建体制の整備を進める ・府・市町村において地域力向上のための取組を推進 | 府民生活部、市町村 |
| 6 | 6-1-1 観光客等を保護する | | |
| | 308 | ○コンビニエンスストア事業者、外食事業者、ガソリンスタンド事業等の店舗や観光施設、観光関連事業者と連携し、帰宅支援ステーションを整備する | 府民生活部、市町村 |
| | 309 | ○関西広域連合と連携し災害時帰宅困難者支援協定締結事業者をさらに拡大する | 府民生活部 |
| | 311 | ○帰宅困難者対策として、災害発生時、むやみに動かないことを様々な手段で啓発する | 府民生活部、市町村 |
| | 314 | ○観光客(外国人含む)への情報提供体制を構築する ・(社)府観光連盟会員団体等への情報提供 ・同連盟案内、府国際センターにおける情報提供 ・放送事業者等との連携強化(FMココロとの協定等) | 知事室長G、(財)京都府国際センター、府民生活部、商工労働観光部、京都市、市町村 |
| | 6-1-2 観光産業を再興する | | |
| | 315 | ○観光関連産業の早期復興を目指し、支援の仕組み、体制づくりを進める ・被害の程度に応じた誘客キャンペーン等の実施 ・ホームページ等による情報発信能力の向上 ・観光関連産業との連携強化 | 商工労働観光部、京都市、市町村 |
| | 6-2-1 伝統・文化を守る | | |
| 317 | ○文化財防災対策マニュアルを策定し(連絡体制整備を含む)、所有者等へ周知する | 教育庁、府民生活部、京都市 | |
| 319 | ○文化財防火運動を実施する 年2回(夏・冬)それぞれ1週間を文化財防火運動期間として設定 ・全市町村で消防訓練を実施 ・防火行事の重点的实施 ・文化財防火、文化財愛護精神の普及啓発の推進 ・文化財愛護ポスターの作成・配付 | 教育庁、市町村、消防組合、文化財所有者 | |